

第四次六ヶ所村行政改革大綱

平成 23 年 4 月 21 日策定

1 趣 旨

これまで村は、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする第三次行政改革大綱（第三次大綱）を平成 18 年 1 月に策定し、積極的に行政改革の推進に取り組んできました。

その結果、職員等の定員管理・給与の適正化や事務事業の大幅な見直しなど経費節減等により、5 年間で約 7 億 8 千万円の財政効果が現れております。

村は、今後より一層簡素で効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、第三次大綱を踏襲し、第四次行政改革大綱を策定するものです。

2 推進期間

大綱の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までとします。

3 基本方針

(1) 重点項目

大綱の重点項目は次の 10 項目とします。

- 1) 事務・事業の見直し
- 2) 組織・機構の見直し
- 3) 職員の定員及び給与の適正化
- 4) 人材の育成・確保
- 5) 行政の情報化等行政サービスの向上
- 6) 公正の確保と透明性の向上
- 7) 第三セクター、公社及び外郭団体等の見直し
- 8) 会館等の公共施設
- 9) 経費の節減合理化等財政の健全化
- 10) 公共工事

(2) P D C A サイクルの推進（計画→実行→評価→改善）

行政組織運営全般について、P D C A サイクルに基づき、不断の点検を行いつつ、行政改革大綱の策定、見直しを実施します。

(3) 説明責任の確保

行政改革大綱の策定、見直しにあたっては、村民の意見を反映するよう努めるものとし、その各過程についてホームページ等を通じて村民にわかりやすく公表します。

(4) 実施計画の策定及び推進状況の報告

大綱に基づき、実施計画を策定します。実施計画は前年度の取り組みについて評価・検討の上、毎年度見直しをするものとし、具体的な行政改革の推進状況について、村行政改革推進委員会に定期的に報告します。

4 取組重点事項

基本方針に掲げた重点項目を達成するために、次のとおり取組重点事項を掲げ、行政改革を推進します。

(1) 事務・事業の見直し

1) 村の担うべき役割の重点化

①民間企業、ボランティア活動団体との役割分担の明確化

各種行事や大会等の運営を任意団体への事務移管について検討する。

②公益法人への職員の派遣

現在村が実施している公益法人への派遣や外国への派遣の廃止について検討する。

(2) 組織・機構の見直し

1) より簡素で効率的な組織の編成

①保育所の統合及び今後のあり方

保育所の認定こども園への移行について検討する。

②事業実施の担当課の一元化

防衛の補助事業及びその他の補助事業の担当窓口の一元化について検討する。

③課の統廃合について

課等の統廃合及び職員の併任について検討する。

(3) 定員管理及び給与の適正化

1) 定員管理の適正化

①定員適正化計画の策定

新地方行革指針を踏まえ、総職員数5.5%の純減を達成するため、平成22年度から平成26年度までを計画期間とし、次の事項を適正化目標とする第四次定員適正化計画を策定します。

○一般行政部門職員数を7人減員して140人とする。

○特別行政部門職員数を2人減員して26人とする。

○総職員数を12人減員して208人とする。

②職員採用計画の策定

定員適正化計画に基づき、適正化目標に向け団塊世代の大量退職や将来的な年齢構成等のバランスを配慮した職員採用計画を策定し、計画的な職員の採用に努める。

③職員の適正配置

各部門の事務事業の内容を考慮した職員の適正配置に努める。

2) 休暇の適正化

国との差異が見られる休暇の種類及び日数について検討する。

(4) 人材の育成・確保

1) 人を育てる環境づくり

①カウンセリング等による職員の健康管理の実施

職員の悩みを和らげ、心身の健康を保つため産業医によるカウンセリングを実施するとともに、衛生委員会の積極的な活動を支援する。

②男性も女性も共に働ける職場環境づくり

セクハラ・パワハラ対策に伴う講演会など、効果的な事業を実施する。

2) 人事評価制度の導入

人事評価制度の試行を実施し、結果を検証しながら制度の推進を図る。

3) 職員研修の充実

創造的な人材を育成するため研修機会の増加や研修に参加しやすい職場環境の充実を図る。

(5) 行政の情報化等行政サービスの向上

- 1) ホームページの充実等住民ニーズに対応した行政情報の提供
住民ニーズに対応した情報を提供する。
- 2) 窓口サービスの充実
村民ニーズへの対応と利便性向上のため、窓口サービスの改善を図る。
- 3) 地域情報基盤整備事業の推進
地域情報基盤の総合的な有効活用を図る。

(6) 公正の確保と透明性の向上

- 1) パブリックコメント手続制度の導入
村民の村政への参画と公平性確保のため、パブリックコメント手続制度の整備、導入について、引き続き検討する。

(7) 第三セクター、公社及び外郭団体の見直し

- 1) 第三セクターの抜本的な見直し
 - ①統廃合等の検討
必要に応じ統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを推進する。
 - ②監査体制の充実
必要に応じ関係法人に関して外部の専門家（公認会計士、税理士、弁護士）による監査体制を確保する。
- 2) 外郭団体の見直し
 - ①統廃合等の検討
体育協会の法人化について検討する。
 - ②整理合理化の推進
事業の必要性、費用対効果、費用負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進する。

(8) 会館等公共施設

- 1) P F I 手法の適切な活用
検討委員会を立ち上げ県及び近隣町村の動向を見ながら検討する。

2) 指定管理者制度導入施設の適正な運営

指定管理者制度の更新時に制度の見直しを図る。また、事務事業の見直しや組織の再編を考慮し、新たな施設の指定管理者制度への移行や今後のあり方を検討する。

3) 公共施設の跡地利用

今後移転となる公共用施設の跡地の検討を図る。

(9) 経費の節減合理化等財政の健全化

1) 歳出全般の経費節減

事務事業全般にかかわる歳出部分について精査し、経費節減を図る。

(10) 公共工事

1) コスト構造の改革

村発注の工事等に関連する事業担当課が互いの連携により、経費の節減を図る。

2) 電子入札システム導入の検討

青森県及び市町村の動向を踏まえながら、導入の方向で検討を進める。